

昭和三十三年大蔵省令第五十一号

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令（昭和三十三年政令第百十四号）第三条第二項の規定に基き、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行細則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において「行政財産」、「所管換」、「各省各庁の長」、「所属替」、「各省各庁」、「庁舎等」、「使用調整」又は「庁舎等使用現況及び見込報告書」とは、それぞれ国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和三十三年法律第百十五号。以下「法」という。）第二条第一項、第二項若しくは第三項又は第三条第一項に規定する行政財産、所管換、各省各庁の長、所属替、各省各庁、庁舎等、使用調整又は庁舎等使用現況及び見込報告書を、「特定国有財産整備計画要求書」とは、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令（昭和三十三年政令第百十四号。以下「令」という。）第五条第一項に規定する特定国有財産整備計画要求書をいう。

2 この省令において「書面等」、「電磁的記録」、「申請等」、「処分通知等」又は「作成等」とは、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条に規定する書面等、電磁的記録、申請等、処分通知等又は作成等をいう。

（庁舎等使用現況及び見込報告書）

第二条 令第二条第二項に規定する庁舎等使用現況及び見込報告書の様式及び記載の方法は第一号様式による。

第三条 各省各庁の長は、法第三条第二項の規定により庁舎等使用現況及び見込報告書の内容を変更する必要があると認めるときは、そのつど、その変更の事項及び理由を記載した書面を財務大臣に送付しなければならない。

第四条 令第五条第三項に規定する特定国有財産整備計画要求書の様式及び記載の方法は、第二号様式による。

（電磁的記録による作成等）

第五条 法、令及びこの省令の規定に基づき財務大臣又は各省各庁の長が作成等を行う書面等については、当該書面等に係る電磁的記録により作成等を行うことができる。

2 前項の規定により電磁的記録による作成等を行うときは、財務大臣又は各省各庁の長の使用に係る電子計算機を使用し、当該書面等に記載すべき事項を記録して行うものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第六条 各省各庁の長は、法、令及びこの省令の規定に基づき書面等により財務大臣に対し申請等を行うときは、当該申請等につき電子情報処理組織（財務大臣の使用に係る電子計算機と当該各省各庁の長の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行うときは、前条の規定により作成等が行われた電磁的記録をもつて行うものとする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第七条 財務大臣は、法、令及びこの省令の規定に基づき書面等により各省各庁の長に対し処分通知等を行うときは、当該処分通知等につき電子情報処理組織を使用して行うことができる。

2 前項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、第五条の規定により作成等が行われた電磁的記録をもつて行うものとする。

（手続の細目）

第八条 この省令に定めるもののほか、電磁的記録の作成等及び電子情報処理組織の使用に關し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。

附則

この省令は、公布の日から施行し、国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法施行令施行の日（昭和三十三年五月二十八日）から適用する。

附則（昭和三十三年二月二十五日大蔵省令第六九号）

この省令は、昭和三十四年一月一日から施行する。

附則（昭和四一年四月一日大蔵省令第二四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年五月二二日大蔵省令第三三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五六年三月二〇日大蔵省令第三号）

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附則（平成元年四月六日大蔵省令第四三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成八年四月一〇日大蔵省令第二七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月二二日大蔵省令第六九号）抄

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成一六年三月三一日財務省令第三八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年二月二二日財務省令第七五号）

この省令は、平成十九年一月二十二日から施行する。

附則（平成二二年二月二五日財務省令第七〇号）

この省令は、平成二十二年一月四日から施行する。

附則（令和元年五月七日財務省令第一号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（令和元年六月二六日財務省令第一〇号）

（施行期日）

1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際、現に存する改正前の様式又は書式による用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附則（令和元年二月二三日財務省令第三八号）

（施行期日）

第一条 この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の様式による報告書については、当分の間、改正前の様式による報告書を取り繕い使用することができる。

翌年度における使用見込	区分	種目	構造	使用区分	事由	見込数量	見込価格
						㎡	円
参考事項	監査結果						
	庁舎等使用調整計画の策定状況 ()						
	各省各庁の長又は部局長の意見						
	財務局長又は福岡財務支局長の意見						
	都市計画等の法的指定等						
	区域 地域						
	建べい率 % (%) 容積率 % (%)						
	駐車場の駐車台数						
	全駐車台数 台 (うち官用 台)						
	職員数						
定員 人 現在人員 人 (人) その他 人							
翌年度増減見込							
組織改編等の予定							
索引番号	()						

作成要領

- 「口座」欄には、その部局所属の国有財産である庁舎等について国有財産台帳に登録されている口座名を記載する。ただし、その部局所属の国有財産であつて庁舎等以外のものを使用している部局にあつては、その財産について国有財産台帳に登録されている口座名を、借り受けている庁舎等又は他の部局所属の国有財産を使用している部局にあつては、それらを現に使用している官署の名称を、それぞれ () を付して記載する。
- 「会計」欄には、所属している会計名を記載し、勘定のある特別会計にあつては、勘定名を併せて記載する。
- 「住居表示」欄には、住居表示が実施されている地域に庁舎等が存在する場合には、その住居表示を記載する。
- 「国有財産台帳記載事項」欄には、当該口座(「口座」欄において () を付して記載する口座名又は官署の名称を除く。)に属する国有財産の当該年度末の現在額(国有財産法第2条第1項第2号、第5号及び第6号に掲げる財産並びに同項第3号に掲げる財産で同項第2号に係る財産に係るものを除く。)に記載する。ただし、当該国有財産のうち、庁舎等以外の用途に供し又は他の部局若しくは国以外の者が使用する部分があるときは、土地にあつてはその面積が300㎡を、建物にあつてはその延べ面積が150㎡を、その他の財産にあつてはその区分ごとの見積価格が50万円を、それぞれ超えるものについて、その合計数量又は価格を区分ごとの「数量」欄又は「価格」欄の () 内に内書きする。
- 「その他の国有財産の数量」欄には、その部局所属の庁舎等以外の国有財産を使用している場合に、その部局所属の行政財産であつて庁舎等以外のもの及び他の部局所属の行政財産の数量を「行政財産」欄に、普通財産の数量を「普通財産」欄に記載する。この場合、他の部局所属の行政財産及び財務局又は福岡財務支局長の普通財産の数量は () 内に内書きするとともに、他の部局所属の行政財産については当該他の部局の名称を記載する。なお、区分は、「国有財産台帳記載事項」欄の区分と同一とする。
- 「借受庁舎等に関する事項」欄には、借り受けている庁舎等を使用している場合に、次の要領により記載する。
 - 「使用区分」欄には、土地にあつては、庁舎敷地、病院敷地、学校敷地、運動場等当該施設の主たる用途を、建物にあつては、事務所、研究室、病院等主たる用途及び建物の名称を記載する。
 - 「数量」欄、「賃借料(年額)」欄及び「相手方」欄については契約の内容に従い記載する。
 - 「期間」欄には、契約の内容に従い契約期間の始期及び終期の年月日を記載する。
 - 「借受対象」欄には、一棟の建物の全部を借り受けている場合には「全部」と、一棟の建物の一部を借り受けている場合には「一部」と記載する。
 - 「翌年度見込」欄には、翌年度における契約の見込みについて、例えば、「契約更新」又は「契約解除」のように記載する。
- 「使用現況」欄には、国有財産である庁舎等のうち、土地及び建物について次の要領により記載する。
 - 「建物」欄は一棟ごとに記載するが、雑屋建にあつては、複数棟を併せて記載しても差し支えない。

- 「建物番号」欄には、国有財産台帳に記載された建物番号を記載する。ただし、上記1)により複数棟を併せて記載する場合においては建物番号に代えて、その棟数を () を付して記載する。
- 「種目」欄及び「構造」欄には、国有財産台帳に記載された種目及び構造を記載する。この場合、構造については、次に掲げる区分に応じ、それぞれの符号を付し、例えば、鉄骨鉄筋コンクリート造地下一階付き二階建については「SRC-12-1」のように略記する。
鉄骨鉄筋コンクリート造 SRC
鉄骨コンクリート造 RC
コンクリートブロック造及びレンガ造 CB
木造及び木造モルタル造 W
鉄骨造 S
- 「使用区分」欄には、土地にあつては、庁舎敷地、病院敷地、学校敷地、運動場等当該施設の主たる用途を、建物にあつては、事務所、研究室、病院等主たる用途又は建物の名称を記載する。
- 「取得年月及び事由」欄には、国有財産について、当該財産の主要部分の取得の年月とその事由を、例えば、「平14.4購入」のように記載する。
- 「建築年月」欄には、国有財産である建物について、当該財産の主要部分を建築した年月を記載する。
- 「数量」欄には、土地については、建物敷地の面積(主として建物の敷地に供されていると認められる一団地の区域の面積とする。)を () 内に内書きする。
- 「価格」欄には、国有財産台帳に記載された価格を記載する。
- 「耐震診断結果」欄には、建築物の耐震診断が実施された庁舎等について、その結果を記載する。
- 「利用状況」欄には、国有財産である庁舎等のうち、他の部局又は国以外の者が使用する部分がある場合は、当該庁舎等を現に使用しているすべての官署ごとの利用状況又は国以外の者の利用状況(期間、相手方使用料等を含む。)を記載する。
- 「翌年度における使用見込」欄には、国有財産である庁舎等のうち、翌年度において購入、交換、寄附、所管換、所属替、新築、増築、改築、取壊し等の個々の計画があるものについて次の要領により記載する。
 - 「区分」欄には、原則として、土地と建物に区分して記載する。ただし、購入、交換等土地と建物を同一の契約等で取得又は処分するものにあつては、土地及び建物を併せて記載しても差し支えない。
 - 「事由」欄には、購入、交換、寄附、所管換、所属替、新築、増築、改築、取壊し等財産の増減事由を記載する。
 - 「見込数量」欄及び「見込価格」欄には、国有財産である土地及び建物について取得、所管換、処分による財産の見込数量及び見込価格(減の場合には△印を付する。)を記載する。
- 「参考事項」欄には、次の要領により記載する。
 - 「監査結果」欄には、庁舎等の実地監査が行われた場合に、その監査の結果を記載する。なお、複数の官署について実地監査が行われた場合には、官署ごとに記載する。
 - 「庁舎等使用調整計画の策定状況」欄には、庁舎等について、庁舎等使用調整計画が定められた年度その他当該計画を特定する事項を記載するとともに、例えば、「平20.3完了」又は「未完了」といった進捗状況を () 内に記載する。

- 「各省各庁の長又は部局長の意見」欄には、使用調整についての各省各庁の長又は部局長の意見を記載する。
- 「財務局長又は福岡財務支局長の意見」欄には、財務局長又は福岡財務支局長の使用調整についての意見を記載するものとし、各省各庁においては、記載する必要はない。
- 「都市計画等の法的指定等」欄には、都市計画に定められている区域区分及び地域地区、建築物の建べい率(建築面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)の最高限度並びに建築物の容積率(延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)の最高限度を記載するとともに、当該庁舎等の総建べい率及び総容積率を () 内に記載する。
- 「駐車場の駐車台数」欄には、当該庁舎等に設置されている駐車場の全駐車台数を記載し、当該駐車場のうち、官用の車を駐車するための部分がある場合は、その駐車台数を () 内に内書きする。
- 「職員数」欄には、職員定数及びこれに対する現在人員を「定員」欄及び「現在人員」欄に、法令で定められていない常勤及び非常勤の職員数を「その他」欄に、翌年度において定員その他について増減の見込みのあるものはその数を「翌年度増減見込」欄に、それぞれ記載する。なお、庁舎等のうち、他の部局が使用する部分があるときは、当該庁舎等において執行する他の部局の職員の現在人員を「現在人員」欄の () 内に記載する。
- 「組織改編等の予定」欄には、当該庁舎等を使用している官署について、組織改編等の予定があれば、その概要を記載する。
- 「索引番号」欄は、部局ごとに一連のものとし、() 内には2「目次」の当該口座の索引番号を記載する。

3 処分すべき国有財産

3 処分すべき国有財産								
口座名						所在		
国有財産台帳記載事項						処分の見込価額	処分の方法	処分の時期
区分	種目	構造	取得年度	数量	価格			
土地					円	千円		
建物				棟 延べ	㎡ ㎡			
立木竹								
工作物								
その他								
計								
現に使用している官署の名称				使用の現況				
処分の相手方				処分の相手方の用途				
その他参考となるべき事項								

作成要領

一 特定国有財産整備計画により施設を整備する理由

「特定国有財産整備計画により施設を整備する理由」欄には、現在使用している施設及び新たに取得しようとする国有財産の位置、環境その他の立地条件の適否並びに現在使用している施設についての老朽度、狭あい度、移転要請の有無等特定国有財産整備計画により施設を整備する必要性について、できるだけ具体的に記載する。

二 取得すべき国有財産

- 取得すべき国有財産が数口ある場合には、それぞれ別業として記載する。
- 「名称」欄には、将来口座名として国有財産台帳に登録されるべき名称を記載する。
- 「所在」欄には、当該財産の所在する都道府県市区町村大字字地番を記載する。ただし地番が多い場合には何番地外何筆と記載してもさしつかえない。
- 「区分」欄には、原則として土地、建物、立木竹、工作物等に区分して記載する。ただし土地及び建物以外のものについては、重要度に応じてその他として一括して記載してもさしつかえない。
- 「構造」欄には、建物のみについて記載することとし、次に掲げる符号を付し、例えば、鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階付き12階建については、「SRC-12-1」のように略記する。

鉄骨鉄筋コンクリート造	SRC
鉄筋コンクリート造	RC
コンクリートブロック及びれんが造	CB
木造及び木造モルタル造	W
鉄骨造	S
- 「数量」欄には、建物については、構造の別に棟数、建面積及び延べ面積を記載する。
- 「取得の方法」欄には、購入、新築等国有財産法施行細則（昭和23年大蔵省令第92号）別表第2に定める国有財産増減事由用語により記載する。ただし、購入の場合であつて、相手方に新たに建物等を建築させてこれを購入し、同一の相手方に国有財産を売り払うことにより実質的に交換を行なう場合にあつては、購入（建築交換）と記載する。
- 「取得の時期」欄には、取得見込年度をたとえば「令和2年度」又は「令和2年度、3年度及び4年度」のように記載する。
- 「用途」欄には、庁舎、宿舍、養成研修施設、医療厚生施設、試験研究施設、検査検疫施設、社会教育施設、国会施設、裁判所施設、検察庁施設、行刑施設等取得すべき国有財産の使途を記載する。
- 「その他参考となるべき事項」欄には、一般的な参考事項の他に、特に次の事項を記載する。
 - 取得すべき国有財産に土地が含まれない場合には、使用すべき土地の現況、その使用の根拠等に関する事項及び使用しようとする官署又は部局に所属しない土地

にあつては当該土地に関する今後の処理方針

- ロ 取得の時期が数年度にわたる場合には、各年度ごとの取得見込価額
 - ハ 取得すべき国有財産が合同庁舎である場合には、入居予定官署ごとの定員
 - ニ 取得すべき国有財産が宿舎である場合には、規格別戸数、貸与しようとする職員の官職（職務の等級）及び宿舎必要率による戸数算出の根拠
 - ホ 取得すべき国有財産が土地である場合には、取得の相手方の住所及び氏名（法人にあつてはその名称）
 - ヘ 取得すべき国有財産を取得するうえで問題点がある場合には、その問題点
- 三 処分すべき国有財産
- 1 処分すべき国有財産が数口座ある場合には、それぞれの財産を別業として記載する。
 - 2 土地及び建物について同一口座内に多数の物件が含まれる場合には、区分ごとの合計額を「国有財産台帳記載事項」欄に記載し、その内訳を別紙として添付する。
 - 3 「区分」欄には原則として、土地、建物、立木竹、工作物等に区分して記載する。ただし重要度に応じてその他として一括して記載してもさしつかえない。
 - 4 「取得年度」欄には、建物については建築年度を記載する。
 - 5 「数量」欄には、実測等をした場合でその数量が台帳数量と著しく異なる場合には、実測等の数量を（ ）書きで併記する。
 - 6 「処分の方法」、「処分の時期」、「処分の相手方」及び「処分の相手方の用途」欄には、処分の方法等について特に要望等がある場合の、その処分の方法等を記載する。
 - 7 「処分の方法」欄には、売払、所管換等国有財産法施行細則別表第2に定める国有財産増減理由用語により記載する。ただし、売払の場合であつて、相手方に新たに建物等を建築させてこれを購入し、同一の相手方に国有財産を売払うことにより実質的に交換を行なう場合にあつては、売払（建築交換）と記載する。
 - 8 「処分の時期」欄には、処分見込年度をたとえば「令和2年度」又は「令和2年度、3年度及び4年度」のように記載する。
 - 9 「処分の相手方」欄には、処分相手方の住所及び氏名（法人にあつてはその名称）を記載する。
 - 10 「処分の相手方の用途」欄には、処分財産に対する相手方の利用計画をできるだけ具体的に記載する。
 - 11 「その他参考となるべき事項」欄には、一般的な参考事項の他に、特に次の事項を記載する。
 - イ 現在有する国有財産の一部のみを処分しようとする場合には、処分しない国有財産の区分、数量、価格及び処分しない理由
 - ロ 処分すべき国有財産がない場合又は処分すべき国有財産に土地が含まれていない場合には、その理由
 - ハ 処分すべき国有財産が宿舎である場合には、規格別戸数及び貸与している職員の官職（職務の等級）
 - ニ 「処分の方法」、「処分の時期」、「処分の相手方」及び「処分の相手方の用途」欄に記載した場合には、その処分の方法等をとる理由